別表第5 (第5条関係)

騒音に係る規制基準

(単位:デシベル)

時間の区分	昼 間	朝・夕	夜 間
地域の区分	午前8時から 午後7時まで	午前6時から 午前8時まで 午後7時から 午後10時まで	午後10時から 翌日の午前6時まで
第1種区域	50	45	40
第2種区域	55	50	45
第3種区域	65	60	50
第4種区域	70	65	60

備考

- 1 規制基準は、工場等の敷地境界線における大きさの許容限度とする。
- 2 規制基準の区域の区分は、次に掲げる区域とする。
- (1) 第1種区域とは、騒音規制法(昭和43年法律第98号)第4条の規定により香 川県知事が定めた(以下「知事指定」という。)第1種区域をいう。
- (2) 第2種区域とは、知事指定の第2種区域をいう。
- (3) 第3種区域とは、知事指定の第3種区域をいう。
- (4) 第4種区域とは、知事指定の第4種区域をいう。
- 3 デシベルとは、計量法(平成4年法律第51号)別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 4 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。 この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性 (FAST) を用いることとする。
- 5 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格**Z8731**に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次の各号の定めるところによる。
- (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 騒音計の指示値が周期的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端の数値とする。
- (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90%レンジの上端の数値とする。